

人権理事会

人権の促進および保護に関する小委員会
第58会期
仮議題第5項目

人権の促進および保護

横田洋三氏・鄭鎮星氏（職業と世系に基づく差別問題に関する特別報告者）の
中間報告書**

* 2006年3月15日の国連総会決議60/251「人権理事会」にしたがい、小委員会を含む人権委員会のあらゆる委任事項、機構、機能および責任は、2006年7月19日より人権理事会が担うこととなった。したがって、小委員会が旧人権委員会に報告するさいに用いていた E/CN.4/Sub.2/_ の文書記号は、2006年7月19日より A/HRC/Sub.1/_ に置き換えられた。

** この文書は、提出が遅かったことおよび定められた頁数制限を超える長さであることにかんがみ、受理された状態のまま提出言語のみで発行される。

〔訳注〕原文では2ページ以降の本文でも脚注に数字ではなく記号が用いられているが、参照の便宜を考慮し、日本語訳では数字に置き換えた。なお、本文中の〔 〕は訳者による補足である。

要旨

職業と世系に基づく差別問題に関するこの中間報告書は、小委員会が特別報告者らの提言を承認した決議2005/22にしたがって作成されたものである。その提言とは、予備的報告書に添付した質問状を、とくに今会期〔第57会期〕の小委員会における議論のなかで出されたコメントと提案を考慮しながら改訂したうえで、各国政府、国内人権機関、関連国連機関・専門機関ならびに非政府組織に送付するというものであった。小委員会は、2006年3月中旬～4月にジュネーブで一般協議会合を開催すること、および、資金が利用可能となるならば小委員会第58会期の前のいずれかの時点で2回の地域ワークショップ（アジアとアフリカで各1回）を開催することを内容とする特別報告者らの提言を支持した。小委員会はまた、特別報告者らに対し、アンケート、一般協議会合および地域ワークショップならびにその分析の結果を、小委員会第58会期に提出する中間報告書に反映させることも要請した。最後に小委員会は、特別報告者らに対し、各国政府、地方当局、民間部門組織、学校、宗教組織およびメディアを含むあらゆる関係者を名宛人とする「職業と世系に基づく差別の効果的撤廃のための原則および指針」の起草作業を、適用可能な現行の基準および最良の実践例に基づき、かつアスビョン・アイデと横田洋三が提出した「職業と世系に基づく差別に関する拡大作業文書」で提言されている枠組みを考慮に入れながら、ひきつづき行なうことを要請した。この中間報告書では、本文に、アンケート結果の分析と「原則および指針」案の改訂版が掲載されている。この報告書では、小委員会が人権理事会に対し、小委員会が実施する諸研究のテーマに職業と世系に基づく差別問題を含めることを要請するよう、勧告されている。さらに、2007年にジュネーブで一般協議会合を開催し、かつ2007年に2回の地域ワークショップ（アジアとアフリカで各1回）を開催するという提言を、小委員会が支持することも勧告されている。

はじめに

A. 委任事項

1. 人権の促進および保護に関する小委員会は、第57会期において、横田洋三・鄭鎮星両特別報告者が小委員会決議2004/17にしたがって提出した、職業と世系に基づく差別問題に関する予備的報告書(E/CN.4/Sub.2/2005/30)を検討した。予備的報告書においては、最良の実践例を特定する目的で、職業と世系に基づく差別に対応するためにとられた憲法上、立法上、司法上、行政上および教育上の措置に関するより包括的な情報を入手するための、各国政府、国内人権機関、国連組織の関連機関および非政府組織を対象とする質問状の作成に焦点が当てられていた。

2. 小委員会は、決議2005/22で、予備的報告書に添付した質問状を、とくに小委員会第57会期における議論のなかで出されたコメントと提案を考慮しながら改訂したうえで、各国政府、国内人権機関、関連国連機関・専門機関ならびに非政府組織に送付するという特別報告者らの提言を承認した。当該質問状は、2005年12月に人権高等弁務官事務所から発送された。

3. 小委員会はまた、2006年3月中旬～4月にジュネーブで一般協議会合を開催すること、および、資金が利用可能となるならば小委員会第58会期の前のいずれかの時点で2回の地域ワークショップ（アジアとアフリカで各1回）を開催することを内容とする特別報告者らの提言も支持した。特別報告者らは、人権理事会の設立とそれにもなう人権委員会の解散（このような会合を開催するためには人権委員会の決定が必須条件である）に関わる新たな動きが生じたことにより、当該一般協議会合および地域ワークショップが公式に開催されなかったことを遺憾とするものである。しかし国際ダリット連帯ネットワークは、反差別国際運動(IMADR)および〔国連人権〕高等弁務官事務所と連携して、「職業と世系に基づく差別に関する非公式協議」を開催した(ジュネーブ、2006年3月13～14日)。(国連人権)高等弁務官事務所も、2006年5月から6月のいずれかの時点で、カトマンズ(ネパール)において人権に関する地域会合を開催しようと試みた。そこでは職業と世系に基づく差別問題も重要なテーマのひとつとして含まれる予定であったが、残念ながら、ネパールで高まりつつあった政治的不安定のため、この会合は実現しなかった。

4. 小委員会はさらに、特別報告者らに対し、「アンケート、一般協議会合および地域ワークショップならびにその分析の結果を、小委員会第58会期に提出する中間報告書に反映させる」よう要請した。この中間報告書はその要請を受けて作成されたものであるが、特別報告者らは、中間報告書の作成にあたって上述のような若干の制約および困難があったことに留意したいと望むものである。

第1章 定義および共通の特徴

5. 特別報告者らは、「職業と世系に基づく差別」のような用語を定義しようとするいかなる試みも多大な困難に遭遇するであろうことを十分に承知している。職業と世系に基づく差別の問題は歴史、社会経済構造、個人の価値判断および行動のパターンならびに情緒的・心理的要因に深く根ざしており、その複雑さゆえに、「職業と世系に基づく差別」を数行で定義しようとするのはおそらく賢明ではあるまい。とはいえ、詳細かつ精密な定義のかわりに、「職業と世系に基づく差別」が何を意味するのかについて少なくとも短い大まかな説明を行なっておくことは、有益と思われる。

6. そこで特別報告者らは、この研究において、「職業と世系に基づく差別」とは、現在のまたは先祖伝来の職業、出身家族もしくは出身コミュニティ、または姓名、出生地、居住地および言語(方言および訛りを含む)のような他のいずれかの関連要素に基づく、いずれかの区別、排除、制限または不利な取扱いとすることを提言する。これは完璧な説明ではなく、特別報告者らは、この説明をよりよいもの

にするための提言またはよりよい代替案を歓迎するものである。

7. 職業と世系に基づく差別に関する上記の説明に加え、このタイプの差別が有するさらなる共通の特徴を次のように詳しく述べておけば、この問題の性質への理解を深めるうえで有用かつ有益であろう。

- (a) 職業と世系に基づく差別は不浄または穢れの概念をともなうことが多い。職業と世系に基づく差別の概念において不浄または穢れが連想されることは、ある者またはその祖先の職業の性質と密接に関連しているように思われる。一般的には、死体・葬儀、宗教儀式、動物の狩猟・屠殺もしくは動物の死体（肉・皮・骨など）を用いた製品の製造、金工、またはトイレや街路の清掃と関連する職業が、不浄であるまたは穢れているととらえられてきた。この種の職業に従事する人々またはその子孫とされる者は不浄であるまたは穢れていると見なされ、そのために差別の標的とされている。
- (b) 職業と世系に基づく差別の諸形態として一般的に見られるのは、通婚の禁止、物理的隔離、社会的排斥・放逐、雇用・昇進における差別的慣行、公共の場所（レストラン、病院、バス・電車、水場、共有地など）へのアクセスの禁止・制限、身体的接触や食糧・道具の共用の禁止などの不可触性、教育施設、宗教的建築物・場所および宗教式典へのアクセスの制限、ならびに、口頭での侮辱および身体的攻撃などである。
- (c) 職業と世系に基づく差別がもっとも目立つ形で実践されているのは南アジアであるが、さらなる研究により、このような差別はアジア・アフリカの他の場所でも広範に存在することが明らかにされてきた。このような慣行は、南北アメリカおよびヨーロッパにおいても、とくにディアスポラ（離散）・コミュニティの間で見いだされる。
- (d) 多くの場合、職業と世系に基づく差別は極度の貧困と密接に結びついている。この関係は悪循環の様相を呈している。職業と世系に基づいて差別される人々は、よい雇用の機会がほとんどまたはまったくなく、社会福祉スキームにもアクセスできないことから、極度の貧困下で暮らしている。そして、極度の貧困下で暮らしているゆえに差別されるのである。コミュニティによっては、職業と世系に基づいて差別されている人々と極度の貧困下で暮らしている人々がほぼ同義である場合もある。

第2章 差別の禁止に関する国際的・国内的法規

8. 平等および非差別の原則は国連の根底をなす原則であり、国連憲章に署名した加盟国によって「人種、性、言語および宗教による差別なく」実現されるものとされる。同じ原則はその後のあらゆる国際人権文書に見いだされるのであって、その嚆矢となった世界人権宣言は、人種、性、言語および宗教のほかに「皮膚の色、政治的その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、出生またはその他の地位」を付け加えた。また、法的拘束力を有する人権条約のなかでもっとも早期に採択されたもののひとつである人種差別撤廃条約は、何が人種差別に相当するかを定義するとともに、諸区別のなかに、世系に基づく差別の問題を明示的に含めた。現在発効している他のあらゆる人権条約も平等および非差別の原則を取り入れており、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利との関連でも、また女性の権利、子どもの権利および移住労働者の権利との関連でも、詳細かつ明確な規定を置いている。拷問の定義に非差別の原則を盛りこみ、「何らかの差別に基づく理由」による拷問を禁じた（1条1項）拷問等禁止条約も、付け加えておくべきであろう。このように、差別の禁止および根絶は、国連の60年間の歴史を通じ、人権分野における国連の、ならびにあらゆる国連機関および特別機構の、もっとも重要な目的のひとつとされてきている。その根本的重要性をさらに強調するため、人権委員会のもとに、差別の防止およびマイノリティの保護に関する小委員会が設置された。小委員会は、人権の促進および保護に関する小委員会に名称が変更されてもなお、差別の防止に関する委任事項を精力的に追求し、過去・現在を問わず、差別という現象のあらゆる表れ方に関する新たな理解を継続的に打ち出すとともに、あらゆる形態の人種差別の撤廃という目的に適合するよう現行の規範および基準を改める段階に至っている。特別報告者らは、現行の国際基準とその適用可能性について検討を行ってきた。現行の条約および規範のほか、特別報告者らは、平等と非差別に関わる条約機関の貢献にも目を向けた。特別報告者らは、「世系」という文言に関わって人種差別撤廃委員会が採択した、条約1条1項に関する一般的勧告X X I X

にとくに留意する。一般的勧告XXIXは、世系に基づく差別の撤廃のための包括的な法的枠組みを提供しているものである。職業に基づく差別の撤廃に関するILOの専門的知見および貢献とあわせて、職業と世系に基づく差別の撤廃を目的とした基準および規範は十分に存在する。これらは、第4章で特別報告者らが提言する原則および指針に反映されることになる。これとの関連で、特別報告者らは、NGOや当事者コミュニティによる試みならびに関係各国による取り組みも考慮に入れた。

9. 加えて、特別報告者らは、中間報告書を作成にするにあたり、とくに第5章に掲げた「改訂版原則および指針」を起草するにあたり、次の国際文書の関連規定を考慮に入れた。

- (a) 国連憲章：1条3項、13条1項(b)、55条(c)、76条(c)
- (b) 世界人権宣言(1948年)：1条、2条、7条、8条、15条1項、21条、22条
- (c) ジェノサイド犯罪の防止および処罰に関する条約(1948年)
- (d) 市民的および政治的権利に関する国際規約(1966年)：2条1項、3条、26条、20条2項、24条1項、25条
- (e) 経済的、政治的および文化的権利に関する国際規約(1966年)：2条2項、3条、7条(a)(i)
- (f) あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(1965年)：1条1項、5条、6条
- (g) 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(1979年)：1条、14条、15条2項
- (h) 子どもの権利条約(1989年)：2条1項、2条2項、32条1項
- (i) 移住労働者条約(1990年)：1条1項、7条
- (j) 拷問等禁止条約(1984年)：1条1項
- (k) ユネスコ・教育差別禁止条約(1960年)：1条1項

10. 質問状に対する回答では、多くのコメントが、被差別コミュニティがさまざまなレベルで直面している差別的慣行の存在を指摘している。これらの慣行は、国と私人双方による深刻な形態の人権侵害である。このことにより、宗教的不寛容(アクセスの問題およびその否定)の撤廃、女性に対する暴力、司法運営、人身取引、国内避難、人権擁護者、発展に対する権利、人道援助に対する権利および非差別等に関わる他の国連宣言を検討することが求められる。これとの関係では、国連が採択した次の文書が考慮されるべきである。

- (a) 宗教または信念に基づくあらゆる形態の不寛容および差別の撤廃に関する宣言(1981年)
- (b) 発展に対する権利に関する宣言(1986年)
- (c) 国民的または民族的、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言(1992年)
- (d) 人権擁護者宣言(1998年)
- (e) 人身売買および他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(1949年)

11. 特別報告者らはさらに、司法運営における人権に関わる法規定を、被差別コミュニティとの関連で検討した。特別報告者らが関連性を認めたのは、とくに次の文書である。

- (a) 犯罪および権力濫用の被害者のための正義に関する基本原則宣言(1985年)
- (b) 弁護士役割に関する基本原則(1990年)
- (c) 検察官の役割に関する指針(1990年)

12. 特別報告者らは、被差別コミュニティに課されている差別的慣行のうち、債務労働、強制労働および児童労働につながるいくつかの慣行を撤廃するうえで、多くのILO条約が重要な役割を果たすことを認めた。これには次の条約が含まれる。

- (a) ILO第105号条約：強制労働の廃止(1957年)
- (b) ILO第29号条約：強制労働(1930年)
- (c) ILO第182号条約：児童労働の廃止(1990年)
- (d) ILO第111号条約：差別(雇用および職業)(1958年)

13. 本研究において関連性を有する地域的文書としては、次のようなものがある。

- (a) 人および人民の権利に関するアフリカ憲章(1981年): 2条、3条、18条3項、19条
- (b) 子どもの権利および福祉に関するアフリカ憲章(1990年): 3条、21条1項
- (c) 米州人権条約(1969年): 1条、8条2項、24条
- (d) 米州人権条約の追加議定書(1988年): 3条
- (e) 女性に対する暴力の防止、処罰および根絶に関する米州条約(1994年): 6条、7条、8条、9条
- (f) 欧州人権条約(1950年): 14条、第12議定書
- (g) 欧州社会憲章(1961年)の1996年改正憲章: 第5章E条

第3章 職業と世系に基づく差別および対応策の現況 質問状に対する回答の分析

A. 調査方法と集計結果

14. 職業と世系に基づく差別の現象が存在すること、それが相当数の国連加盟国において何世紀にもわたって根強く続いてきたことは、1990年代中盤以降、さまざまな人権機構によって認められ、報告されてきた。そのあらゆる表れ方、とりわけ被差別コミュニティが直接経験している表れ方についてより深く探求するため、特別報告者らは、小委員会第57会期(2005年)で採択された決議2005/22にしたがって、2005年11月末に人権高等弁務官事務所を通じ、全国連加盟国、国内人権機関〔以下「NHR I」と表記される場合がある〕、国連機関・専門機関ならびにNGOに質問状を送付した。2006年3月中旬までに、加盟国から10件、国内人権機関から2件(フィジーおよびスロベニア)、ILOから1件、国内・地域のNGOから14件、個人から数件の回答があった。特別報告者らはすべての回答者に感謝する。

15. 特別報告者らの委任事項は、被差別コミュニティが存在する加盟国からの回答があれば、より全うされたはずである。とりわけ、新たに構想されている人権理事会を通じて国連人権機構に新たな勢いが生じていることにかんがみ、特別報告者らは、質問状に対するもっとよい反応がすべての関係者からあることを期待していた。たとえば、被差別コミュニティが直面しているこれらの形態の差別の問題を扱っている関係各国の政府およびNHR Iは、きわめて有益な情報を提供できたはずである。同じことは、NGOおよび他の国連機関のほとんどについても当てはまる。しかし特別報告者らは、被差別コミュニティ自身の団体から提供された回答を高く評価する。これは、職業と世系に基づく差別の状況に関する説明と現状との間にある乖離を縮めるうえで、心強い兆候である。

B. 特定された差別的慣行のタイプ

職業と世系に基づく差別の基本的性質

16. 職業と世系に基づく差別は、あらゆる地域、とくにアジアとアフリカで2億6000万人以上の人々に影響を与えている、深刻かつ広範な問題である。寄せられた回答は、これらの地域において差別が社会のあらゆるレベルと範囲に 個人の心性から法律まで、日常生活から知的・哲学的議論まで、文化・習慣から行政まで、飲料水へのアクセスから市場まで等々 浸透していることを、はっきりと示している。被差別コミュニティは、割り当てられた地位のなかでよりよく役目を果たせるよう、隔離され、不可視の状態に置かれている。すべての社会に、隔離・周縁化され、差別と暴力の標的とされるこのようなコミュニティが存在する。このように、差別は内面化と制度化という両方の過程を経ながら、職業と世系のみを根拠として永続化しているのである。

17. 職業と世系に基づく差別は文化と社会に深く根づいており、継続的に再生産されながら、社会的変化の過程における暴虐をさらに強めている。被差別コミュニティから寄せられたいくつかの回答が説明するように、「職業と世系に基づく差別は、報告が十分に行なわれず、変革に対する政治的決意が存

在せず、歴史的に汚されたアイデンティティを持って生まれてきた者の力の剥奪、解体および社会的排除が慢性的に続くことによって、あまりにも長く温存されてきた」。そのため、これらのコミュニティの将来の世代はすべて、その根絶に向けた抜本的措置があらゆる主体によって体系的に実施されないかぎり、またそのような実施が行なわれるときまで、潜在的被害者のままである。

18．不可触制とその世襲：質問状へのある回答は次のように述べている 「私は汚染されたかのように思われており、人々は感染の危険を冒したがらなかった」。この回答は、職業と世系に基づく差別の支配的枠組みであり本質でもある不可触制によって何世紀も苦しんできた、被差別コミュニティの苦境をくっきりと描き出している。不可触制の慣行は、堅固な経済的基盤を有し、深く内面化された、穢れと不浄の観念を通じて長年にわたって続いてきた。ネパールは、不可触制について、公共の便益を利用することの複合的否定およびアクセス可能性への制限をとまなう社会的差別であるとしている。インドの公民権保護法（1976年）は不可触制と関連する18種類の差別を列挙しているが、法文には不可触制の法的定義は置かれていない¹。

いくつかの回答が指摘するように、不可触制は文化的構築物であり、儀式的構築物でもある。したがって非常に流動的であり、多種多様な形態をとるのである。完全に世襲制でもあり、人々の非対称的な関係を生じさせている。人が不可触の存在になるのはまさに穢れを受け継いだからであるというのは、繰り返し指摘されてきたところである。この体系全体が残虐な、品位を傷つける、かつ非人道的な取扱いに相当し、人格の不可侵性に逆行して人間の尊厳を重大な形で阻害している。そのため、不可触制を「人道に対する罪」のひとつに数える者もいるほどである。法的に認められたあらゆる権利は無効とされ、ついにはすべての権利が完全に剥奪される。隔離は不可触制の慣行の主たる特徴だが、支配カーストによる「不可触民」の労働・役務の搾取も行なわれてきた。すなわち、これらの集団の生活は真に隔離されているわけではなく、有機的な相互依存関係にあるということである。被差別コミュニティに対する度重なる暴力は、このような、隔離と搾取の皮肉な共存がもたらす主な帰結にほかならない。

19．隔離：婚姻と雇用は隔離がもっとも深刻な2大分野である。異なるカースト間の通婚が容認されることはめったにない。通婚が行なわれた場合、親族による絶縁や、上位カースト・コミュニティによる殴打や殺人がしばしば行なわれる。ディアスポラ・コミュニティでは、婚姻における差別がもっとも深刻である。これらの被差別当事者は、多くの職業から、とくにITや海外投資から生まれる仕事などの好景気産業部門からも、排除されている。

被差別コミュニティの空間的隔離および公共サービスへのアクセスの否定が、これらの社会では蔓延している。居住地の物理的隔離は、境界条件を厳格に課すことによって管理されている。農村部では、このタイプのコミュニティに属する者が教育や保健サービスにアクセスできないため、状況がいっそう

¹ パキスタンでは被差別コミュニティは不浄な存在として扱われており、不可触制の慣行を禁ずる法律は制定されていない。スリランカでは、このようなコミュニティとしてロディヤ（Rodhiya、原義は「不潔」）が存在する。バングラデシュでは、英国統治時代に連れてこられた清掃人に属する被差別コミュニティが、十分な便益もなく人間以下の生活を送っている。エチオピアのソマリ地方では、ミドゥゴ（Midgo）が、不浄・不幸であり、罪深く、穢れており、したがって他者から見捨てられ、避けられ、虐待されるのは当然であると見なされている。ナイジェリアではオス（Osu）が不可触とされ、社会的に拒絶されている。国が主導するコミュニティ開発プロジェクトの地域選定の場合にさえ、オスが近くに住んでいる水源は人間が使用するにはふさわしくないという理由で、オス居住地域は対象とされない。ケニアでは、サンプルの下位区分であるイルクノノ（Ilkunono、鍛冶屋）が侮蔑の対象とされ、深刻な形態の社会的差別に直面している。イエメンでは、アルアクダム（Al Akhdam）が屎尿処理に従事する集団として社会的非難の対象とされており、非市民〔訳注/市民の誤りか〕として登録・処遇されることはまずない。諸専門家によるこれまでの報告書では、西アフリカ、北東アフリカその他の地域（欧州・米州を含む）でもこのような不可触制の慣行が記録されている。部落（日本）の関係者によれば、部落差別はいまなお存在しており、増加さえしている。部落の人々は汚れた者として扱われ、出ていくよう求められるという。インドでは、不可触制の廃止に向けた適切な立法があるにも関わらず、アンドラプラデシュ州のあるグループは124種類の不可触制の慣行を列挙した。

深刻である²。

資源や諸便益への被差別コミュニティのアクセスも制度的に隔離されている。水源が別にされるといふのは、もっとも象徴的な隔離の慣行である。集合管を通じて水が提供されているところでさえ蛇口の使用は禁じられており、床から水を汲まなければならない。レストランや学校の教室では、支配カーストと同じ椅子に座ることも、同じ道具を使うこともできない。寺院や教会を含む多くの公共の場所への立入りも禁じられているため、独自の礼拝場所を別に用意せざるをえない。農村部では商店も隔離されているのが通例である。被差別コミュニティが支配カーストと同じ場所で買い物をしなければならない場合、別の列に並ぶよう要求される。公共交通機関やバス停では、席を立つよう命じられることが多い。回答のなかには、被差別当事者が支配カーストとは異なる様式・色の服を着るよう強要されるという報告もある。支配カーストの服と似た服を着ていると、脱ぐよう命じられることも多い。洗濯、理髪、縫製、営繕等のサービスを断られることもしばしばある³。

定められた秩序に挑戦すれば、懲罰的暴力と社会的排斥で迎えられるのが常であり、加害者はまったく処罰されないことが多い。インドとネパールには「社会的ボイコット」と称する社会的処罰があると報告されている。立入り禁止地域に踏み入るなど隔離の掟を守らなかった場合、被差別当事者は、一定期間、他人から完全に隔離されることによって処罰されるのである⁴。社会的ボイコットにおける隔離の程度はきわめて厳しいので、同じ違反がふたたび試みられることはめったにない。

20．搾取：このような物理的・心理的隔離は、社会的レベルでの有機的統合と密接に関連している。被差別当事者は支配カーストがやらない仕事をやってきた。世代間で受け継がれてきたもっとも品位を傷つける職種は、排水溝・下水溝や人間の排泄物を手で掃除すること、その他の清掃、死体の処理、牛の皮のなめしおよび皮革業だが、いずれも社会で不可欠なものである。被差別当事者は、賃金も支払われず、支配カーストによる労働の搾取を受けることが多い⁵。多くの国では債務労働も広範に行なわれており、法律で債務労働が禁じられているにも関わらず被差別当事者の搾取が生じている。

21．暴力：隔離と搾取という2つの社会的慣行は、一方では不可触制をとり、同時に他方では接触するという皮肉なやり方を通じて進められるが、そこでは暴力がさまざまな形態で生ずる。支配カーストが被差別当事者に向ける身体的暴力や言葉の暴力は、日常生活の一部である。被差別当事者が誘拐・殺害されることもしばしば見られる⁶。支配カーストの領域に踏みこむことは、容易にそのような暴力の原因となる。

脅迫の性質を有する暴力も増加中である。選挙期間中、被差別コミュニティの人々は、投票に参加し

² インド農村部がもっとも悲劇的な例であり、そこでは被差別コミュニティが「居留地」に集められている。イエメンでは、アルアクダムは文字通り社会の最周縁部の空間で暮らしており、その居住地では、政府職員は電気、水道、下水等のサービスをいっさい提供しない。パキスタンでは、指定カーストの村の多くは不毛地帯にあり、支配カーストから隔離されている。バングラデシュの隔離居留地は、国以外の者による強制立退きの脅威に終始直面している。日本では、隔離された村に居住する部落の人々がかなり多い。部落の人々に物理的に近づくことを回避しようとする傾向が顕著である。オスの人々は町外れの家で暮らすことを余儀なくされていたし、いまなおほとんどは同じ状況にある。インドでは、津波のような自然災害後の災害復興プログラムにおいてさえ、政府も人道援助機関も居住地隔離のパターンを克服できていない。

³ ケニアでは、イルクノノ（鍛冶屋、被差別コミュニティ）の訪問者があると革を裏返してきれいな面を見せないという社会慣行があり、また朝一番で鍛冶屋と会うのはよくないと社会的に信じられている。

⁴ インドのあるNGO（アクションエイド）によれば、調査対象の村の48.4%がこの慣行の存在を報告した。

⁵ インドでは「ベガール（Begar）制」の伝統を通じてこれが行なわれている。支配カーストの結婚式、葬儀その他の儀式で、被差別コミュニティの人々が強制的に働かされるものである。ネパールでは、バリバーレ（Bali-Bhare）、ハリヤ（Haliya）、ドーラ（Dola）等の伝統的な強制労働制度がいまなお敷かれている。

⁶ 5000～7000人のネパール人少女（ほとんどは被差別コミュニティの出身）が、毎年、インド国境を越えて売られている。そのほとんどは、ニューデリー、ムンバイといったインドの都市でセックスワーカーとなる。

ないか、特定の候補者に投票するよう強要されることが多い。政党間の争いの犠牲になることもある。被差別コミュニティ出身の候補者が当選すると、所属政党か上位カーストの代表者のいずれかによって、被差別コミュニティのために発言するのを妨げられることが多い。職業と世系に基づく差別への抗議活動を主導したりそこに参加したりすれば、しばしば深刻な報復が待っている⁷。インターネット経由の暴力も、新たな形態の暴力として登場した。女性に対する性的暴力については別に注意を払う必要がある。

問題は、犯罪者の適切な捜査と処罰が行なわれないことであり、これが暴力の継続を助長している。被差別当事者の身体の安全は深刻な問題である。

貧困の文化的性質と悪循環

22．経済的周縁化：市場経済とはほとんど関係がないこれらの伝統的／世襲の職に就いている被差別当事者は、まったく貯金がなく、重い債務を負っていることが多く、また非識字と栄養不良に苦しんでいる。その意味で、このような形態の持続的差別は被差別当事者の貧困水準を悪化させており、それによって能力構築や技能強化が妨げられているのである。被差別当事者はそれぞれの形態の生産的労働の枠内で独自の知識と情報を有しているが、それは社会の他の人々からは評価されないのが常であり、そのため差別的慣行がさらに強化される。しかし、そのような結果が今度は差別の原因になり、悪循環が生じるのである。この悪循環は、貧困の文化的局面を表している。支配カーストに属する人々のなかには、また被差別当事者グループにさえ、問題はもはや「カースト」や「社会的出身」ではなく「階層」のみにあるのであって、職業と世系に基づく差別は経済的發展によって解決されるという声がある。しかし、経済的に最下層にある人々が被差別コミュニティとおおむね重なっているという事実は、このような主張が真実ではないことを示すものである⁸。

このような経済的周縁化と搾取の状況はすべて、被差別コミュニティの経済的・社会的・文化的権利の否定へとつながっていく。等級化された不平等の状況下で、職業を堅実に選択する自由を基本的に否定されることに始まって、被差別コミュニティは、十分な生活水準に対する権利、食糧・水に対する権利、教育に対する権利を組織的に剥奪されるのである。回答は、ほとんどの場合、資源・サービスへのアクセス可能性とあらゆる権利の全面的享受をどちらも促進しうる法的・制度的機構が存在しないことを指摘している。

23．教育と子ども：被差別当事者のほとんどは高い非識字率に苦しんでいる。子どもがまずは初等段階から教育を受けられるようにするための若干の措置はとられてきたものの、この目的を妨げる要因は多い⁹。女兒はさらに深刻なハンディキャップを負っており、女兒をいかなる公的生活からも遠ざけておくという伝統以外に、とくに誘拐に対するおそれと、女兒を対象とした学校が存在しないことを挙げることができる¹⁰。

⁷ インドのいくつかの村では、抗議デモへの参加者を出した被差別コミュニティの井戸に、支配カーストの人々が人間の排泄物を投げこんだ。

⁸ パキスタンでは被差別コミュニティで貧困と債務奴隷制が蔓延しており、多くの被差別コミュニティが存在するシンドゥ州では債務奴隷率が70%にのぼるとする推定もある。これらの人々は「所有者」の財産となり、債務奴隷としての地位は世代から世代へと、また同世代の家族構成員（妻・姉妹等）へと受け継がれる。日本では、社会保障（訳注：正確には「生活保護」）を受給している部落世帯数は部落以外の世帯に比べて相対的に多く、7倍にのぼることもある。特別措置法が何年間か実施されてきたとはいえ、全体としては部落の生活水準は低下している。インドでは、国民全体の貧困率が30%であるのに対し、被差別コミュニティの貧困率は50%にもものぼる。

⁹ イエメンでは、農村部のアルアクダムの子どもの教育にアクセスすることができず、他の子どもと交わることも許されていないため、公教育に参加したり公教育の利益を得たりすることを一貫して阻まれている。エチオピアのソマリ地方では、親が教科書、衣服等の負担に耐えられないため、ミドゥゴの子どもたちは学校に通っていない。学んだとしても平等な雇用機会を得られないという欠陥もある。パキスタンでは、被差別コミュニティ居住地域ではやはり学校にアクセスすることができず、学校が存在したとしても、教員の就業放棄、教科書や補習の不足といった問題が蔓延している。

¹⁰ バングラデシュでは、清掃人コミュニティが、貧困のために子どもたちが学校教育の機会を奪われて

とりわけ、児童労働根絶のための措置がとられているにも関わらず、子どもたちは働くことを余儀なくされている。南アジアでは、とくに被差別当事者による最悪の形態の児童労働が蔓延している¹¹。皮革工、ガラス細工産業、手作業による清掃など、穢れていると見なされている分野で働くのである。パキスタンでは、指定カーストの子どもたちの多くが絨毯産業で働いている。その労働条件は哀れなものであり、また子どもたちは債務労働者として雇われている場合が多い。

学校で行なわれる差別は子どもの人格形成を深刻に損なう。学校は、ダリットの子どもとダリット以外の子どもに別々の井戸を設けていることが多い。ダリットの生徒が非ダリット用の蛇口から水を飲んでいるところを見つくと、とくに農村部では、教員による体罰を含む差別的制裁を加えられる場合がある。ダリットの子どもは教室の後方に座らされ、教員からさえ「不可触」として扱われることが多い。ダリットの教員自身、他の教員から社会的に隔離されている。

24．健康：被差別当事者は一般的に、保健サービスにおける差別のため、他の人々よりも健康状態が悪く、平均寿命も短いと報告されている。貧困に加えて、差別的な保健サービスが被差別コミュニティの健康状態を悪化させている。インドのNGOの回答によれば、ダリットは保健センターへの立入りを拒まれ、また検診や薬の処方さえも身体的接触を回避される。ヘルスワーカーは被差別当事者の居住地域を訪問しない。

市民のおよび政治的権利

25．政治的参加：いくつかの国からの回答は、諸形態の差別的慣行が行なわれていることにより、被差別コミュニティが市民的・政治的権利を行使するうえで障害に直面していることを確かに示していた。ダリットが重要な政治的主体として台頭してきているインドは例外で、ダリットは憲法上の規定を通じ、地方・州・国の各レベルで政治的役割を果たすことができる。それ以外のあらゆる状況では、被差別コミュニティは政治的権利の剥奪に苦しんでいる。代表の不在はあらゆる被差別コミュニティに共通である¹²。被差別コミュニティのなかには、常居所を定めるよう要求されるうえに、運転免許証やパスポート等の旅行書類の取得には役に立たない、国民証明書ないし身分証明書を持たない人々もいる。市民の権利として保障されるべき最低限のサービスにアクセスできないことも、そのひとつの帰結である。それどころか、「市民」の範疇外にある者として一貫して扱われるため、こうした人々の状況は正当な関心事として認められさえしていない¹³。地方選挙では、脅迫、殺人、社会的ボイコット、財産・資産の

いと嘆いている。政府がダリットのためにいくつかの初等学校を設置したものの、教員や教材がないため、ほぼすべての学校がいまでは機能停止の状態にある。

¹¹ インドでは1億人の子どもが働いており、その大多数はダリットの子どもであると推定されている。

¹² ネパールに関する最近のある報告によれば、ネパールでダリットがあいかわらず苦境に置かれている一因は、ネパール政界にダリットの代表が存在しないことである。ダリットは人口の5分の1以上を占めるが、政界では極端に代表がない。このような政治的排除のパターンは、一握りのダリットしかいない地方政府を含め、あらゆるレベルで維持されている。パキスタンでは、国の議会、州議会および地方政府で被差別コミュニティのためのリザーベーション（留保）が行なわれていない。そのため意味のある政治的参加はこれ以上ないほど最低限に留まっている。スリランカでは、どんな問題についてもロディアの人々との協議は行なわれない。ソマリ地方の地方政府内閣には、ミドゥゴ出身の閣僚がひとりもない。地方議会には183名の議員がいるが、ミドゥゴ出身の議員は5人未満である。回答によれば、正規の制度としてはアウトカースト集団を排斥する明示的規則はないものの、それが慣行とされている。しかしソマリの人々を正規の制度以上に規律している伝統的制度では、ミドゥゴのようなアウトカースト集団は無条件に排除される。ナイジェリアでは、オスのような種族慣行が人々の投票行動に影響を与えている。イボ・コミュニティでは、たとえオスのほうがディアラよりも政治家としてふさわしい場合でも、立候補したオスを自分たちの代表として支持しない場合がある。この種の行動は地方（村）レベルではより深く根づいており、通常であればコミュニティの政治的・経済的發展に貢献できるはずのオスがそうすることを阻んでいる。アルアクダムについて言えば、イエメン政府内にはこのコミュニティを法的に代表する者が存在しない。

¹³ パキスタンでは、一部の被差別コミュニティ、とくにコリ（Kholis）は、常居所を定めるよう要求される国民証明書を持たず、移住して半遊牧生活を送ることを余儀なくされている。イエメン憲法では「す

破壊といったカースト関連の暴力がしばしば用いられ、地方政治へのダリットの参加を阻害・縮小している¹⁴。警察を含む法執行・秩序維持機関から不当な標的とされたり、正当な根拠なく洗神法を適用される被害を受けたりすることも多い。

26. 司法へのアクセス：職業と世系に基づく差別の撤廃に向けた立法措置と、地方・州・国レベルにおけるその実施との間には大きな乖離がある。すべての回答で共通して指摘されていたのは、司法へのアクセスの面でも司法運営の面でも種々の障壁が存在することである。もっともよく見られた不満としては、加害者が国の関係者であれそうでない場合であれ処罰されないことと、迅速な紛争解決機構がまったく存在しないことが挙げられる。社会のあらゆるレベルで差別が制度化されていること、とくに刑事司法制度が被差別当事者に対する暴力に対応しようとするときにそのような差別が行なわれることも、多くの回答で指摘されていた。そのほとんどが、職業と世系に基づく差別の被害者を救済する司法が存在しないことを強調している。社会規範が被差別当事者にかなり不利な形でゆがめられれば、司法制度に不公正が入りこみ、独自の形態の差別と結果の格差を生み出すのである。規則が存在しても、その実施には差別がある。これらのすべての回答において、司法運営に差別があること、また警察の活動は被差別当事者に対する暴力を防ぐことからほど遠いことの明確な証拠が提示されている。被差別当事者と当局の双方が権利について無知であることを表明したグループも多いが、そこでは、実施面で大きな乖離と抜け穴があることも同様に強調されている。これは組織的人権侵害であり、緊急の注意と考慮の対象とするにふさわしい問題である¹⁵。

すべての市民の権利」が掲げられているが、被差別コミュニティの状況に対応する具体的な政策措置や立法措置はとられていない。ケニアのイルクノノは、国家機関・制度による深刻な社会的・政策的差別に直面している。バングラデシュでは、清掃人コミュニティも憲法を通じて市民としてのあらゆる基本的権利を与えられているが、憲法上の権利の保障からはほど遠い状況にある。与野党が清掃人コミュニティのところを訪れるのは選挙前だけで、選挙が終わればだれもその状況を調査しようとはしない。

¹⁴ 2005年10月には、ダリット女性のプラバーティ・デヴィ (Prabhathi Devi) が、ミルザプール地区クシュトラ・パンチャヤート(村会)の地方選挙に立候補したことを理由として、生きながらにして焼かれた。立候補を撤回して支配カーストのメンバーを支持することを拒否したので、選挙当日に火をかけられたのである。

¹⁵ ネパール政府が不可触制およびカーストに基づく差別の違法を宣言したのは、ようやく2006年6月になってからである。それまでは、憲法の精神にのっとって不可触制を禁止する法律は存在しなかった。司法機関へのダリットの参加はゼロである。ダリットのNGOは、上位カーストで占められている裁判所で公益訴訟を提起しようと真剣な試みを行ってきた。ダリットはまた、告発の登録にあたって警察がとる無責任な態度にも直面する。全体としては、不可触制の撤廃面での法的措置は不十分である。差別に基づく残虐行為の被害者に対しても、司法的救済はほとんど行なわれない。パキスタンでは、債務労働廃止法(1992年)および債務労働の廃止に向けた国家計画(1995年)にも関わらず、国・州当局はこの問題を無視し続けており、シンドゥ州の地方裁判所判事と法執行機関は法律にのっとった対応をとることを拒否した。不可触制の慣行を禁ずる法律は制定されていない。裁判官、判事または警察官に指定カースト出身者が任命されたこともない。憲法では平等な権利が保障されており、カーストに基づく差別も禁じられているが、カーストに基づく差別に対応するための具体的な法的措置・行政措置はとられていない。インドの場合、問題は国による立法上・行政上の措置がとられていないこと以外のところにある。指定カースト・指定部族(残虐行為防止)法は存在する。この法律は、カーストに基づく暴力を防止するための抑止力として、1989年に制定された。しかし手続的機構の多くはまだ設置されておらず、存在してもほとんど機能していない。NHRC〔国家人権委員会〕の報告(2002年)によれば、同法が適用された事件の84%で、事件の暴力的性質を隠蔽するために誤った規定に基づく登録が行なわれていた。また、起訴状が作成されたのは同法に基づいて登録された事件の53%にすぎず、登録された事件の22%以上が捜査後に処理を打ち切られていたという。引用されている数字によれば、事件の92%以上が無罪という結果に終わっていた。ある報告者が述べているように、「危うくなっているのは一時的救済だけではなく、正義を遂行する法制度の能力への信頼性なのである」。ソマリアでは、裁判官100人中、被差別コミュニティ出身の裁判官は2人である。しかし裁判所は政治的機関ではないし、事実上の排除も行なわれている。回答は、カーストに配慮した立法を公布する必要性を指摘している。オスからの回答も、法律が存在しないこと、また刑事司法制度が有効性を欠いて

27．土地所有制：検討対象とされた国々では、土地の所有と水および関連の資源へのアクセスについてかなりの問題がある模様である。場合により、土地がないためにあらゆる権利　市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利　が奪われ、人として認められない状況に及ぶこともある。職業と世系に基づく差別の問題を抱える国のほとんどは農業人口率が高く、そのため法的権利をとまなう土地所有は生計上の問題と密接につながっている。国の土地改革法にも関わらず、力のある支配カーストの土地所有者が被差別コミュニティの地権者を追い出したり、本当の意味での所有権は与えずに被差別当事者の名前を使って土地を乗っ取り、小作人として働くことを強要したりしてきた。土地または財産の所有が市民権の前提となっている国では、被差別当事者は市民としての資格証明書を没収され、これらの公式書類がないために新たな土地を取得することもできない。こうした人々は国内流民化したままである¹⁶。

28．命名制：多くの国で、被差別当事者の姓名にはカースト名が含まれている。カースト差別の撤廃のため、これらの国々はカースト名を使用しないとする法律を制定している。しかしほとんどの人々は自分のカースト名をひきつづき使用しており、ダリットも自分のカースト名を使うよう求められている。

女性に対する複合差別

29．被差別コミュニティの女性は、ジェンダーの不平等と不可触制・隔離が結びついた複合差別に直面している。カーストに基づく差別を通じて強化されてきた家父長制により、女性は公正かつ平等な賃金、公正な経済的配分、保健ケア、社会保障、所有権の保護を否定されている。ジェンダー向上プログラムその他の特別措置が、女性の機会を増進するうえで機能することはめったにない。女性自身のコミュニティのなかでも差別と暴力が存在する。女性は被差別コミュニティ内でも、保健ケア、教育、労働に対する報酬の面で、男性や支配カーストの女性に遅れをとっている。売春を余儀なくされ、性暴力、人身取引、健康上の危険にさらされる女性も多い¹⁷。ネパールでは、近年の武力紛争のなかで、政治的反対を鎮圧する手段としてダリット女性も標的とされてきたが、それに関与した地主、警察、軍隊は処罰を免れている。パキスタンでは、若い指定カースト女性の誘拐や強制的改宗が頻繁に生じているが、犯罪者は完全に処罰を免れており、また当局も同意しているとされる。加害者が、警察等の国家機関が加害者を逮捕・訴追しないことに助けられて処罰されないまま暴力を振るい、自由に動き回って被害者やその家族へのいやがらせ・脅迫を続けるということになれば、法制度は無用のものであるという感覚と、暴力に対応するために積極的措置をとることへのあきらめが喚起される。

新たに浮上しつつある問題

おり、オスに対する差別的慣行を扱うだけの体制が整えられていないことを示している。アルアクダムからの回答はもっと直裁であり、自分たちのための正義の基盤は存在しないと述べている。

¹⁶ これはネパールの事例である。パキスタンでは、農村部に住む指定カーストの大多数はほぼ土地を有しておらず、けっきょくは封建地主の債務労働者となる。小さな土地を取得した者はいやがらせや脅迫を受ける。土地改革が実行されたインドでは、所有できる土地に制限があるため、封建地主は被差別当事者の名前を借りて土地を登記するが、本当の意味での所有権は与えない。ダリットが所有権を主張すれば、封建地主から厳しい攻撃を受ける。

¹⁷ 日本では、部落の女性が識字率、教育、雇用の面できわめて困難な条件に直面しているとされる。部落コミュニティ内部でも苦しんでいる。インドでは、ダリット女性は、農村部でも都市部でも国の労働力の重要な位置を占める存在である。しかし女性のあらゆる労働は、低賃金、不正規な労働条件、社会保障の欠如、セクシュアルハラスメント、仲介人・使用者の気まぐれへの依存によって特徴づけられている。地域によっては、「デバダシ制」を通じ、宗教の名のもとで売春を強要される場合もある。デバダシ制は廃止されたが、同国の多くの場所で蔓延している。国家女性委員会の研究によれば、女性の商業的セックスワーカーの62%は指定カーストに属しており、その多くは人身取引を通じてセックスワーカーになったとされる。

30．グローバリゼーションと民営化：支配的現象となったグローバリゼーションは、その運用機制である民営化・自由化・規制緩和とあいまって、職業と世系に基づく差別に直面している被差別コミュニティに相当の影響を及ぼしてきた。きわめて基本的なレベルでは、経済的転換と自由市場志向の政策のために、憎むべき形態の差別につながる過去の分業体制を生み出してきた伝統的職種のほとんどが、深刻に脅かされている。この脅威は、公共部門が縮小されるとともに、生活のあらゆる局面、とくに生計上の問題に関わる局面に民間部門が急速に踏みこんでくることから始まる。ほとんどの場合、主たる雇用者としての国が一定の社会保障をとまなう職を提供してきており、そこにはインドの労働集約型産業のように下層被差別コミュニティの雇用も含まれていたが、これはいまや組織的に後退しつつある。さらには、たとえば飲料水供給の民営化や企業への水の振り向けのような公共サービスの商品化により、被差別当事者は、隔離の差別的慣行とあいまってますます貧困線以下の暮らしに追いやられている。世界貿易機関（WTO）、国際通貨基金（IMF）、世界銀行のような国際経済機関が、企業や土地所有者階級とともにこれらの国々にかけている圧力は強力である。被差別当事者は、雇用の減少や立退きだけでなく、多国籍企業を含む国以外の主体の無責任な活動にも苦しんでいる。グローバリゼーションと民営化のために、被差別当事者はいまやますます悪い状況へ追いやられるかどうかの岐路に立っているという、深い憂慮を表明するNGOもある¹⁸。

31．自然災害、武力紛争その他の緊急事態：森林火事、津波、地震、ハリケーン等の自然災害は、すべての人々に無差別に被害を与える。他方、それが被差別当事者の生活と生計に及ぼす影響は極度に深刻である。津波がアジア・アフリカの12か国を襲ったとき、被害者には、とくにインド南部の東海岸地方の被差別当事者が含まれていた。報告は、救援・復興プログラムにおいてダリットが組織的差別に直面したことを示している。ダリットは一般キャンプに滞在することを禁じられ、公民館や寺院での保護を拒否され、同じ飲料水を用いることは許されず、救援機関や地元コミュニティから提供される食糧への平等なアクセスも禁じられた。被害者支援のボランティアの間でさえ、死体の除去はダリットの仕事だと見なされていた。これは一度きりの出来事ではない。グジャラート州ブジ地域で起きた大地震のような他の災害でも、ダリットは救援・復興活動中にまったく同じ形態の差別的慣行に直面した。ネパールからの報告は、武力紛争や暴動中の被差別コミュニティの状況に言及している。ほとんどの場合、被差別コミュニティは政府軍と反乱グループとの間で板ばさみになり、いずれの紛争当事者からも複合的形態の人権侵害を受けた。子どもを含む被差別当事者が、紛争当事者から兵士として強制的に徴用・召集されることも多い。ダリット女性はいずれの集団からも性的搾取を受けている。自警団による集団的処罰の対象ともされる。被害者が補償を得られることはめったにない。

被差別コミュニティはその他の緊急事態にも直面しており、もっとも頻繁に報告されるのが強制立退き・退去である。回答のほとんどがこの問題を取り上げている。このような退去は、炭鉱、ダム、産業、そして開発・経済成長の名のもとで行なわれるその他のプロジェクトの用地を確保しようとする人間の努力によって引き起こされるものであるが、再定住のための十分な保護措置がとられることはない。

32．宗教的問題と宗教的自由：寄せられた回答で詳細に説明され、浮かび上がってきたもうひとつの問題は、職業と世系に基づく差別と、実存レベルでの宗教問題との不明瞭な関係である。不浄・不潔の感覚を伝える不可触制の観念は、そこに一定の社会・宗教的障害が生ずることも言外に示している。場

¹⁸ 清掃人コミュニティの問題をとくに取り上げたバングラデシュからの報告によれば、政府系の仕事における清掃人の採用はこれといった代替雇用もなく減少している。代替雇用先があったとしても、被差別当事者が送られるのは皮なめし工場、船舶解体場などであり、これは企業的に運営され、汚い、危険、きついと見なされている仕事である。今日では、廃棄物処理はもっとも利益を生む企業部門のひとつであるし、そこで雇用される人数も少なくなっている。教育や技能訓練を含む救済と代替雇用を国の関係者に求めようとする被差別当事者の努力にも関わらず、何も行なわれていない。いまや清掃人コミュニティの多くはインドに移住している。公共部門におけるリザーベーションから利益を得ていたインドのダリットは、多国籍企業をはじめ、急速に成長しつつある産業部門でのリザーベーションを求めているところである。エチオピアでは、ソマリ地方のミドゥゴは経済的に遅れており、国外からの送金で糊塗をしのいでいる。イエメンでは、アルアクダムは尿尿処理以外にほとんど仕事がない。これらの被差別当事者は、開発計画ではまったく重視されないままである。

合により、被差別コミュニティ自身が凶兆と見なされ、その分離につながる障壁がさらに強化されることもある。被害当事者が強調するのは、宗教に基づく制裁を通じて差別的慣行が組織的に強化されていることであり、これにはダリットを凶兆と見なして浄化の儀式を行なわなければならないとする慣行も含まれる¹⁹。パキスタンからのある報告は、シンドウ州でダリット女児の誘拐と強制的改宗が行なわれていることに触れている。インドの場合、ダリット女児を寺院に捧げるデバダシ制とは別に、寺院への立入りを拒否されること、寺院の前で座ることも拒否されること、宗教的祭事へのダリットの参加は太鼓打ち（パリアという言葉はこれに由来する）に限られることなどの慣行がある。あるNGOは、宗教分野に存在する差別的慣行として、少なくとも10の形態を列挙している。

社会的関心が向けられるべきもうひとつの問題は、1950年の大統領令でインドに導入されたリザベーション制が、キリスト教徒であるダリットには適用されないことである。国家によるこのような形態の差別により、キリスト教徒であるダリットは、現行法ですべてのダリットに付与されている、市民としての保護を求める権利を奪われている。

33. 被差別コミュニティ内における差別：被差別コミュニティの内部にも多くのカーストが存在しており、差別的慣行は被差別当事者同士の間でも行なわれている。差別の程度や性質は「不可触制」とは異なるとはいえ、そこには優劣の観念が存在し、婚姻は被差別コミュニティの同じカースト内で行なわれる。被差別コミュニティ内で生じている差別は、職業と世系に基づく差別があらゆるカーストの生活にいかにも深く根づいているかを示すものである。回答は、被差別コミュニティ内の差別的慣行の克服に向けて内省的考察が行なわれていることを示している。

C. 職業と世系に基づく差別の防止および被差別コミュニティの保護に向けてとられた措置

加盟国によるもの

34. 基本的に、職業と世系に基づく差別が存在する加盟国から寄せられた回答によれば、特定の区別に基づく差別は憲法で禁じられているのが一般的であり、また南アジア諸国の憲法は、バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタン、スリランカで見られるように、カーストに基づく差別を明示的に禁じている。検討対象とされたすべての加盟国は、人種差別撤廃条約、子どもの権利条約、女性差別撤廃条約および自由権規約を批准し、またはこれらに加入している。パキスタンを除き、いずれも社会権規約の締約国でもある。このほか、被差別コミュニティが居住するこれらの加盟国はいずれも、雇用および職業についての差別の撤廃に関するILO第111号条約を批准している〔訳注/日本は未批准〕。

35. ネパールは、ダリットとの関わりで関連性を有する多くの国際条約の締約国である。政府はOHCHR〔国連人権高等弁務官事務所〕とのMOU〔了解覚書〕に調印しており、技術協力体制のもと、OHCHRとしてはいまのところ最大規模の現地事務所が置かれている。CERD〔人種差別撤廃委員会〕に対する直近の報告書は2004年のものである。多くの中枢政府機関および主要プログラムがダリットを対象としている。行政決定により、2002年3月には国家ダリット委員会（NDC）が設置された。これは、国家人権委員会のような制定法上の機関ではない。NDCの問題のひとつは、委任された活動を行なう能力に欠けていることである。NDCは、法的体制を整えるための措置のほか、ダリットの人権状況に関する研究を進めてきた。5か年計画を通じて開発に関わる側面を担当する国家計画委員会は、第10次計画（2004年）において、ダリットの地位向上活動を含む貧困削減に焦点を当てている。このほか、各部門を担当する省庁も、教育・スポーツ、労働、地域開発、ジェンダー増進等のさまざまな分野でダリット志向の事業を行なっている。ネパール政府は2006年6月、不可触制お

¹⁹ これはケニアとナイジェリアについて言えることである。ソマリ人は全員イスラム教に帰依しており、そこでは穢れのような観念は固く禁じられているとはいえ、アウトカースト（ミドゥグ）は宗教組織でも周縁化されており、このような解釈の誤りとそれともなう慣行を是正しようという試みはほとんど行なわれていない。ネパールからの報告は、ダリットは寺院への立入りや宗教的プログラム・祭事への参加をダリット以外の人々から否定されていること、またバラモン僧はダリットに宗教上の役務を提供しないことに言及している。

よびカーストに基づく差別は違法であると宣言した。

36．パキスタンでは、カーストに基づく差別は憲法で禁じられているが、この問題に対応するための法律上・行政上の措置はとられていない。議会、州議会または地方政府においても、指定カーストのためのリザベーションは行われていない。政府部門の職の約6%を割り当てようという試みが1957年に行なわれたが、実施されることはなかった。1998年には放棄されている。債務労働廃止のための法律と国家行動計画は存在するが、ILOは、最悪の形態の債務労働・児童労働が存在する国のひとつにパキスタンを挙げてきた。

37．1965年、日本政府は部落差別が基本的人権の問題であることを認めた。国会はそれ以降、時限立法で5年ごとに更新される特別措置法を定めてきたが、この法律は2002年に終了した。さまざまな都府県も措置をとってきており、たとえば大阪府は1985年に『部落地名総鑑』作成のための民間による被差別当事者の調査を禁じている。『部落地名総鑑』は、雇用、婚姻、居住等を含むさまざまな差別的慣行につながっていた。1969年から、政府は部落地域の生活条件向上に向けた補助金を支給し始めた。

38．バングラデシュは、主要な国際人権文書および基本的労働権条約の締約国である。2006年5月、バングラデシュは新たに設置された〔国連〕人権理事会の理事国に選出された。

39．エチオピア憲法は非常に近代的であり、人権の基本的原則をすべて掲げている。しかし、被差別コミュニティに憲法を適用するだけの余裕はない。このような形態の差別の廃止に直接貢献する法律は存在しない。

40．イエメン憲法ではすべての市民の権利が掲げられているが、アルアクダムの人々の苦境に対応する具体的な政策措置や立法措置はとられていない。アルアクダムの人々に対する事実上の差別が根強く残っていることについては、さまざまな国連条約機関が懸念を表明している。

41．インドでは、憲法が制定されてからというもの、非差別は民主主義の基本的な、かつ侵すことのできない原則であると理解されてきた。とくに、独立以降は国によって多くの憲法上・立法上・行政上の措置がとられ、なかでもリザベーションを中心とする積極的措置がきわめて重視されてきた。政府は、省庁・議会・裁判所といったさまざまなレベルに監視機構を設置している。不可触制の廃止(1955年)や指定カースト・指定部族に対する残虐行為の防止(1989年)のための多くの法律が制定され、また対象をとくに定めた福祉措置がとられてきた。1993年の第73次・第74次憲法改正により、多くのダリットが地方レベルの統治機関(パンチャヤート)に参加するようになった。近年の立法措置のなかには、情報に対する権利法(2005年)、農村部における雇用に関する全国共通の最低保障等を含め、ダリットにとって有益と思われるものもある。手作業清掃人の雇用(禁止)および乾燥トイレの建設法が1993年に制定された。この問題は、2002年、ILOでも差別(雇用および職業)条約(第111号条約)との関連で取り上げられている。

国内人権機関からの回答

42．NHR Iからの回答はフィジーとスロベニアの2件しかなかったので、特別報告者らは、職業と世系に基づく差別の解消におけるNHR Iの役割について知るためにNGOの回答を検討しなければならなかった。NHR Iはインド、ネパール、スリランカ、ケニア、セネガル等に存在しており、またバングラデシュ、パキスタン、日本など他の国でも設置過程にある。

43．ネパールのNHRC〔訳注/国家人権委員会〕は、2004～2008年の戦略文書で、カーストに基づく差別をきわめて重要な問題として取り上げており、ダリットの平等な権利の保護を中核的な戦略目標のひとつに挙げている。2001年から2003年まで、NHRCはダリット人権統合プログ

ラムを実施した。直近の取り組みとして、NHR Cはリザベーション規定にのっとりダリットの職員を数名雇用しているが、低い地位のポストに留まっている。

44．インドのNHR Cは現行規定に基づいて監視活動を行ない、議会に報告書を提出している。最高裁判所の命令に基づき、債務労働廃止法の実施の監視も行っている。NHR Cが最高裁に提出した報告書では、状況の実質的改善はなかったことが留意されている。別の報告書でも、債務労働を解消するためには、政府は強力な地元エリートおよびカースト制度と対決しなければならないと述べられている。インドでは、ダリットに関わる活動の多く、とくに不可触制およびその発展阻害の側面については国家指定カースト・指定部族委員会に委任されている。NHR Cの委員のなかには、過去にも現在も、ダリットの問題を真剣に取り上げてきた人々がいる。

45．パキスタンでは、カーストに基づく差別や指定カーストに対する人権侵害事件を監視する政府系または独立の人権機構は設けられていない。不可触制やカーストに基づく差別を処罰するための具体的法律は制定されておらず、職業と世系に基づく差別に対応し、またはこれを監視するための公的措置ないし政府による措置は、国・広域行政圏・地方のいずれのレベルにおいてもとられていない。新たに設置された〔国連〕人権理事会への誓約では、バングラデシュとパキスタンの両国が、国家人権委員会を設置することに前向きな姿勢を表明している。

46．エチオピアのソマリ地方、イエメン、ナイジェリアおよびケニアの被差別コミュニティについては、いかなる形態の特別機構も設置されておらず、裁判所とその他の政府機関があるのみである。ケニアのNHR Cは、被差別当事者に関わるいかなる情報も報告していない。ただしアフリカ地域には、最近設置されたアフリカ人権裁判所を含む、地域的人権基準と関連の制度的体制が存在する。

専門機関を含む国連機関等によるもの

47．ILOは、回答のなかで、カーストに基づく差別が2003年のグローバルレポート『今こそ職場に平等を』(Time for Equality at Work)で検討されたと述べている。この報告書は、労働における基本的な原則および権利に関する宣言(1998年)のフォローアップの一環として作成されたものである。ILOはまた、インドとネパールにおいて、関連する問題についての研究、意識啓発および社会的対話の促進を通じてカーストに基づく差別に対応するための援助活動を開始したとも述べている。ILOはまた、強制労働に関する条約(第29号・105号)に基づいて各国の慣行を注視してきた。各国の慣行を検討するさい、ILOは、職業と世系に基づく差別に直面している被差別コミュニティをその対象に含めなければならない。関係各国はいずれも、強制労働およびその廃止に関する第29号・105号条約の締約国である〔訳注/日本は第29号条約のみ批准〕。『強制労働に終止符を』(Stopping Forced Labour)と題したILOの2001年の報告書では、インド、ネパールおよびパキスタンで債務労働が蔓延していることに光が当てられている。同報告書は、被差別コミュニティが中心を占める債務労働者の背景については触れていない。ILOは、2002年には、とくに社会的出身を理由とする差別に関する第111号条約に基づき、インドの手作業清掃人に関わる問題について検討した²⁰。

48．多くの国連機関・専門機関が、とくにそれぞれの委任事項および構成国の枠組みのなかであらゆる形態の人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容の撤廃に取り組むさい、さまざまなカテゴリーで職業と世系に基づく差別の問題を取り上げてきている。UNDPは、OHCHRとともに、すでに20

²⁰ 100万人近くの清掃人がこの職業に従事しており、厳しい差別を受けている。ILO専門家委員会は、政府による根絶に向けた努力にも関わらず、手作業清掃人が依然として社会的出身という理由によりこのような品位を傷つける作業を行なっていることに、懸念とともに留意した。委員会は政府に対し、一定の具体的措置をとるよう要請している。委員会はまた、不可触制の廃止について進展のペースが遅いこと、この集団に属する数百万人の男女・子どもが依然としてもっとも卑しまれる作業に追いやられており、他の職種・雇用先に移る可能性が認められていないことにも留意している。

00年版の『人間開発報告書』(Human Development Report)で差別からの自由の問題を取り上げた²¹。社会開発について調査研究を行なうという特定の任務を委ねられているUNRISD〔訳注/国連社会開発研究所〕は、そのすべての研究において、カーストに関わる諸問題を、それがさまざまな形で社会開発に影響を及ぼすかぎりにおいて取り上げている。とりわけ、ジェンダーの平等に関する研究では、階級、民族およびカーストによって差異が生じると理解されている女性に主たる焦点を当てたと述べられている(2005年2月)。特別報告者らは、一般的対話とは別に、あらゆる国連機関および専門機関からのより多くの情報を、テーマ別に必要としている。

49. 世界銀行は、差別がもたらす帰結について、貧困削減戦略のなかで以前よりも恒常的に取り上げるようになってきた。そのため、『世界開発報告2000/2001: 貧困との闘い』(World Development Report of 2000/2001: Attacking Poverty)ではインドのカースト関係が取り上げられている²²。同報告はアフーマティブ・アクションをとるよう勧告するとともに、カーストに基づく差別に対してインドでアフーマティブ・アクションが活用された事例を提示した²³。世界銀行の国別報告書には、社会的排除評価に関する具体的データを提供しているものもある。ネパールでは、社会的排除に関して世界銀行が2005年に実施した研究の結果、ダリットの識字率は約34%(全国平均54%)であること、ダリットの貧困率は46%(全国平均31%)であること、丘陵部のダリット〔訳注/原文ではwill DalitsだがHill Dalitsのことか〕の23%および平野部のダリットの43%が土地を有していないことが指摘されている。また、政治制度におけるダリットの代表は皆無に等しいことも指摘されている。

国連の条約機構・条約外機構によるもの

50. 国連の中核的人権条約機関はいずれも、関係国が報告書を提出するさい、それぞれの条約との関係で差別のあらゆる側面について取扱っている。とりわけ人種差別撤廃委員会は世系に基づく差別、とくにカーストに基づく差別に関わる問題を取り上げてきた²⁴。委員会の活動のなかでもとくに注目されるのは、世系について取り上げた、条約1条1項に関する一般的勧告XXIXである²⁵。

51. 国連人権委員会の特別手続においては、とくに現代的形態の人種主義、人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者、女性に対する暴力に関する特別報告者、市民的・政治的権利に関わる特別報告者らによって、職業と世系に基づく差別について検討が行なわれてきた²⁶。

²¹ 同報告書では、インドでは経済的・政治的分野におけるアフーマティブ・アクション(積極的差別是正措置)が指定カースト・部族の利益となっていること、ネパールでは不可触民の平均寿命が46歳で、ブラーマンよりも15年短いことが取り上げられている。カーストに基づく差別がもたらすもの、とくに指定カースト構成員による基本的ニーズへのアクセスが最低に留まっていることは、特定の国に焦点を当てた多くの研究で報告されているところである。

²² 『社会的障壁の除去と社会制度の構築』と題する報告書は、ジェンダーや民族を理由とする差別は社会的排除につながり、人々を長期的な貧困の罠に閉じこめる可能性があるとして述べている。また、「価値観、規範および社会制度によって、社会の諸集団間の根強い不平等が強化される場合がある。世界の多くの場所で蔓延しているジェンダーに基づく偏見、インドにおけるカースト関係、米国や南アフリカにおける人種関係が示しているとおりのこと」とも述べている。報告書はさらに、「極端な場合、これらの社会的分断は深刻な剥奪および紛争の基盤ともなりうる」と指摘している。

²³ 国際ダリット連帯ネットワークが2006年3月にジュネーブで開催した一般協議会合で、世界銀行のジョセフ・イングラム氏は、世界銀行は差別を経済的発展の主要な阻害要因のひとつとして見なしており、土地・保健ケア・教育の面ですべての人々に平等な機会が保障されなければならないと発言している。同氏はまた、世界銀行では上級人権専門家が主として司法へのアクセスに焦点を当てているとも説明した。

²⁴ 委員会の所見・結論の一部は、小委員会の専門家であるアスピオン・アイデ氏と横田洋三氏が提出した拡大作業文書(E/CN.4/Sub.2/2004/31)のなかで国ごとに列挙されている(第1章)。

²⁵ この一般的勧告が関係条約締結国によってどのように考慮されてきたかについては、情報がない。

²⁶ 一般協議会合(2006年3月)で、ドウドウ・ディエン氏〔訳注/現代的形態の人種主義、人種差

非政府組織その他の主体によるもの

52. 寄せられた回答は、被差別コミュニティ内部から組織されたNGOによる行動についての豊富な情報を提供してくれている。これらのNGO活動は草の根レベルから始まり、国際的なINGO〔国際NGO〕連合を通じて相当に強化されてきたものである。

日本では、部落の人々が1920年代から持続的な組織的運動を展開していたが、政府から関心を向けられ、生活条件向上のための支援を得られるようになったのはようやく1960年代に入ってからのことである。部落の人々は、教育水準・経済水準の増進に向けた、焦点を明確化したキャンペーンを継続的に発展させてきた。これらのグループは、自国民に対する差別の撤廃を深刻に妨げる要因として、国内法が存在しないことを指摘している。これらのあらゆる団体において、被差別女性が複合差別に直面していることがはっきりと認識されなければならないし、女性は関係団体内で、共通の闘いにおける対等なパートナーと見なされなければならない。

インドにおけるダリット運動は、2500年前から続くカーストと不可触制の問題に対応する、100年以上の歴史を有する現象である。この運動は1920年代に、ババサヘーブ・アンベードカル博士によって活性化された。ダリット運動には、ダリットのNGO、ネットワーク、大衆運動、ダリットの学者・研究者、ジャーナリスト、専門職、弁護士、ダリット政党が含まれる。運動は現在、地域・州から国までの各レベルで意識啓発・感受性増進プログラムを組織することに傾注しており、そこには所得創出の側面とともに「発展の視点」も含まれている。運動は、ダリットが日常的に直面している社会経済的苦境にも迅速に対応している。法的措置を提言することもある²⁷。現在では、内部的現象、すなわちダリット自身の間の「サブカースト」制に対応するための真剣な取り組みが進められている。

ネパールは、ダリット運動が活発なもうひとつの国である。民主主義回復を求める国民示威行動（2006年6月）のさい、ダリットは積極的な参加を行ない、政治における自分たちの発言権向上につながるであろう、より包摂的かつ参加型の制度への支持を表明した。パキスタンでは、より認知されやすい形での被差別コミュニティの自己組織化がまだ進んでおらず、被差別コミュニティの経済的エンパワーメントおよび政治的権利を求める若干の活動が行なわれているのみである。エチオピア、セネガル、スリランカ、ナイジェリア等でもいくつかの被差別コミュニティ団体が特定されているが、現状において必要とされる効果的ネットワークは形成していない。被差別コミュニティ自身のエンパワーメントに向けた、十分な資源と能力構築が必要とされている。

53. 以上の取り組みに、これらの国々でメディアが果たしている役割も含めておかなければならない。これは、各国における報道の自由および公的情報源からの情報へのアクセスと非常に関連している。インド政府が情報に対する権利法（2005年）を制定したことはよい例である。政府は、このような法律の存在を確保するための公的意識啓発キャンペーンも主導することが求められる。

別、外国人嫌悪および関連する不寛容に関する特別報告者〕は職業と世系に基づく差別の重要な側面をいくつか指摘するとともに、もっとも重要なこととして、カーストに基づく差別が社会的構築物であることが認識されるべきだと指摘した。また、差別の目に見える側面（経済的・社会的・政治的側面）だけではなく、差別的慣行の底流となっている、価値観を基盤とする文化的制度への対応も行なわれなければならないとも釘を刺した。同じ協議の場で、ミルーン・コタリ氏（十分な住居に関する特別報告者）は、被差別コミュニティが直面しており、一部の国々では危機的割合に達しつつある強制立退きの問題を提起した。また、女性に対する暴力と、被差別女性が直面している十分な住居・安全の欠如との結びつきも指摘した。

²⁷ 最近、カーストに基づく暴力事件の増加に危機感を覚えたNGOは、警察法起草委員会に対して提言を行なった。同委員会は現在、現行の1861年法に代わる警察法案を作成中である。NGOの勧告には、警察に対する苦情申立てを検討する、被差別コミュニティ出身のメンバーから構成される独立機関の設置が含まれている。最高裁は最近（メディア報道）、全国ダリット人権キャンペーン等が行なった請願についての通達を中央・州政府に発出し、指定カースト・指定部族（残虐行為禁止）法で構想されているとおり、中心的地位にある職員を任命することおよび保護房を設けることを確保するよう指示を求めた。

54．被差別コミュニティが、伝統的・職人的技能とは別に、文学・芸術等の領域で文化的活動に貢献する例も増えてきている。これは、被差別当事者が長く引きずってきた苦しみをありありと表現するとともに、支配的な差別文化から離れて自分たち自身の物語を叙述するものである。

D．特別な考慮およびさらなる作業を要する分野

55：データの利用可能性および事実究明：数か国（インド、日本およびネパール）を例外として、回答のほとんどは被差別コミュニティの現状について事実に基づくデータを提供できていない。回答のなかには、たとえばパキスタンやスリランカのように、人口中の被差別当事者の規模および構成についてかなり異なる数字を示しているものもある。回答の多くは、政府その他の情報源からの公式情報にアクセスできないことも明らかにしている。アクセスできたとしても、提供されるデータは総計にすぎず、具体的な形で細分化された情報が存在しない。さらに被差別コミュニティは、自分たち自身のアイデンティティ形成を通じて、他者からも、不可触民、窮乏コミュニティ、指定カースト、ダリット、後進コミュニティ、被抑圧層などのさまざまな位相で分類されているため、共通の呼称を使用することに向けた流れが妨げられている。これとの関係で、特別報告者らは、説明責任を確保するためにきわめて重要な手段としての、情報に対する権利および情報への公的アクセスがきわめて重要であることを強調するものである。データ収集を行なうことの望ましさは多くのNGOから表明されているが、そのためには特定のスキルと資源配分が必要とされる。被差別コミュニティのエンパワーメントに向けた道のりは長そうである。

56：立法上・行政上の措置：差別を禁止し、平等を認めた憲法上・法律上の規定が存在するにも関わらず、いくつかの国ではいまなお差別的な法律が残っている。このような差別的な法律の存在は、とりわけ不利な立場に置かれた被差別コミュニティを対象とする差別が、数え切れないほどの形態で制度化されることを助長するものである。回答はまた、差別、とくに職業と世系に基づく差別（不可触制および隔離を含む）を廃止する法律が存在しないことも示している。この報告書で取り上げた国々がICERD（人種差別撤廃条約）の締約国であることを考えれば、これは逆説的である。条約の規定と締約国の義務を遵守し、かつそれらとの両立性を確保するための措置がとられなければならない。

回答はまた、被差別コミュニティの現状に対応できない切り詰められた措置よりも、包括的なアフターマティブ・アクションをまとまった形でとる必要があることも示している。市場メカニズムが急速に拡大し、また商業企業その他の企業の影響力がかつてないほど増大して雇用機会がとくに制限されつつあることを踏まえれば、クォータ制や義務的リザベーションよりも、国が企業と締結するMOUその他の協定にアフターマティブ・アクションが組みこまなければならない。

あらゆる回答で共通して指摘されていたのは、行政・公務職、警察、司法機関、軍隊、国家機関等を含む統治部局に被差別コミュニティの代表が少ないことであり、多くの場合にはまったく存在しないことである。これはまったくの怠慢と排除を示している。このようなまぎれもない不平等は、すでに存在する不平等を拡大するだけでなく、社会集団間の距離をいっそう遠いものにしてしまう。回答ではまた、多くの国で、アフターマティブ・アクションの体系的影響評価が行なわれていないことが指摘されていた。このような評価は、透明性の確保ならびに不適切な慣行や腐敗の回避につながるはずである。

回答ではまた、強制立退き、国内流民化、コミュニティにおける暴力、カーストに基づく暴力に直面したときの司法救済（賠償、補償、再定住およびリハビリテーションを含む）に関わる問題も提起されていた。いずれも、立法・司法・行政の各レベルで緊急の国内的措置を要求するものである。

57．公務員・警察・裁判官その他の国家職員の研修：立法措置が間隙なく実施される可能性を高めるためには、そのような任務の担当者に指名された国家職員の能力と熱意が必須である。そこにはとりわけ、偏見を持つことなく、被差別コミュニティと持続的かつ人間的な関係を確立することがともなう。必然的にこれらの職員は、専門職としての養成教育のほかに、職業と世系に基づく差別の根絶に向けた努力を強化できるような、人権を基盤とする研修も受けなければならない。弁護士、権利擁護者、検察官もその範疇に含まれるべきである。

58．監視機構：重要な問題として強調されたもののうちかなりの部分は、司法運営と、被差別コミュニティによる司法へのアクセスに関わっている。これには刑事司法制度における差別の問題と、刑事司法における被害者の権利の問題が含まれる。特別報告者らは、国家機関がその職務を遂行しない場合の被害者の苦境についても付け加えたい。このような場合、被害者は被疑者・被告人とは異なり、手続において自己の利益を守る権利がまったくないのである。

59．人権擁護者：回答から得られたもっとも心強い兆候のひとつは、被差別コミュニティの内部で、人権の促進および保護に向けたさまざまな形態の動員が進みつつあることである。しかし、差別に終止符を打とうとするこのような主張の結果、これらの社会的組織化および運動（NGOを含む）は次々と行なわれる報復や具体的人権侵害に直面している²⁸。

60．参加と能力構築：実質的にすべての回答が力をこめて強調していたのは、公的分野においても政治の遂行においても、被差別コミュニティがそこで代表され、積極的に参加することがなく、場合によってはそれが完全に欠けているという点である。被差別コミュニティの参加権を阻害するこのような形態の政治的・社会的排除は、被差別コミュニティの権利の深刻な侵害であり、その周縁化と搾取を相当に助長している。回答のほとんどが強く不満を述べているのは、各国の国家開発プログラムの計画、決定および実現に被差別コミュニティが参加できていないことである。被差別コミュニティは、開発という問題については単なる受益者として見なされないこともあれば、場合によっては完全に無視されることもある。貧困削減ないしこれに類するスキームは、多くが貧困者である被差別コミュニティの関与と参加がなければ、期限を定められた、対象の明確な目標を達成することはできない。回答は、これらの被差別コミュニティが、自分たち自身の持続可能な人間開発のためのプロセスにおいてまったく協議の対象とされてこなかった実例を、数の多寡こそあれ明らかにしている。このようなことを考慮すれば、最終的に、被差別当事者の真正なエンパワーメントの必要性が浮かび上がってくる。これは、公私のいずれの分野においても分離・排除の対象とされることなく適正な役割を担うことも含め、人間活動のあらゆる分野において必要とされることである。

第4章 原則および指針案のさらなる展開

61．小委員会は、決議2005/22において、特別報告者らに対し、「各国政府、地方当局、民間部門組織、学校、宗教組織およびメディアを含むあらゆる関係者を名宛人とする『職業と世系に基づく差別の効果的撤廃のための原則および指針』の起草作業を、適用可能な現行の基準および最良の実践例に基づき、かつアスビョン・アイデと横田洋三が提出した『職業と世系に基づく差別に関する拡大作業文書』で提言されている枠組みを考慮に入れながら、ひきつづき行なうこと」を要請した。2006年3月13・14日にジュネーブで開催された非公式協議会合において、提言された枠組みについての討議が行なわれ、多くの建設的なコメントと提案が行なわれた。質問状への回答のなかにも、的確なコメントと提案が記載されているものがある。次に掲げるのは、これらのコメントおよび提案を反映させたうえで特別報告者らの見解も若干加えた、原則および指針の改訂版である。

原則

職業と世系に基づく差別とは、現在のまたは先祖伝来の職業、出身家族もしくは出身コミュニティ、または姓名、出生地、居住地および言語（方言および訛りを含む）のような他のいずれかの関連要素に基づく、いずれかの区別、排除、制限または不利な取扱いである。

- i. 職業と世系に基づく差別は、世界人権宣言に反映され、かつ、とくに市民的および政治的権利

²⁸ 人権擁護者の状況については、人権擁護者に関する国連事務総長特別代表によって光が当てられてきた。特別代表が委ねられている任務は、とくに、「普遍的に認められた人権および基本的自由を促進しかつ保護する個人、集団および社会機関の権利および責任に関する国連宣言」の実施に向けたプロセスを援助することである。

に関する国際規約、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約、およびあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約で具体的に規定された国際人権法が禁ずる、差別のひとつの形態である。

- ii. 職業と世系に基づく差別は社会および文化に深く根ざした人権問題である。職業と世系に基づく差別の対象とされている者の権利を尊重し、保護しかつ実現する責任を有する第一義的主体は政府であるが、一方で、国際社会、地域機関、非政府組織、地方当局および民間部門組織（企業、学校、宗教機関、労働組合、雇用者組織、農業組合、メディア等）はいずれも、職業と世系に基づく差別の撤廃において果たすべきそれぞれの役割と、このような差別の被害者の権利を尊重し、保護しかつ実現する具体的責任を有する。
- iii. 政府は次のような措置をとらなければならない。(a) それぞれの領域における職業と世系に基づく差別の存在を認めること。(b) そのような差別に関して定期的な研究を行ない、かつ統計その他の情報を収集するとともに、それらを公表すること。(c) 適当な立法上、行政上、予算上および司法上の措置（適当な形態のアファーマティブ・アクションまたはポジティブ・アクションを含む）を通じてこの種の差別を撤廃するための包括的政策を策定し、かつ体系的に実施すること。
- iv. 職業と世系に基づく差別は法律で明示的に禁じられるべきである。当該法規定に違反した者はすべて裁判の対象とされ、適当な処罰を受けるべきである。
- v. 職業と世系に基づく差別の被害者に対し、全面的かつ効果的な保護および救済が提供されるべきである。
- vi. 被害当事者に対する偏見を根絶するため、包括的な人権教育および公的意識啓発活動が精力的に実施されるべきである。
- vii. 職業と世系に基づいて差別されている人々は、政治的、経済的および社会的に周縁化されており、貧しく、無力であり、かつ発言権を持たないのが通例であるから、開発援助機関、国際金融機関、国際人道機関ならびに人権および人道援助に関する活動を行なっている非政府組織を含む、国際社会の協力が不可欠である。
- viii. 職業と世系に基づく差別の問題に対応するさいには、子ども、女性、病者または障害者および高齢者の状況について特別な配慮が向けられるべきである。

指針

(1) 調査研究：現状の理解

職業と世系に基づく差別の撤廃のための効果的措置を進展させるため、政府、地方当局ならびに大学および研究機関による定期的な調査および適当な研究が実施されるべきである。このような調査研究には、職業と世系に基づく差別を根絶するためにすでにとられている措置の再検討および新たな措置の提言が含まれるべきである。

(2) 法律上および事実上の平等

職業と世系に基づく差別を撤廃するためのあらゆる努力および措置においては、法律上の平等のみならず事実上の平等も目指されるべきである。

(3) 参加型のプロセス

職業と世系に基づく差別を撤廃するための政策および措置は、被差別コミュニティおよび当事者団体の効果的参加を得ながら策定および実施されるべきである。

(4) 差別的な慣習および制度

政府、地方当局ならびに被差別コミュニティおよび当事者団体は、職業と世系に基づく差別の原因となっている、またはその他の形でそれを助長している慣習および制度を検討するとともに、当該慣習および制度を変革するための政策および措置を策定し、かつ効果的に実施するべきである。

(5) 教育、研修および公的意識啓発

職業と世系に基づく差別を持続させている根深い信念および慣行に対応するため、政府、地方当局、メディアならびに人権団体および人権専門家は、さまざまなカテゴリーおよびレベルの人々を対象とした教育、研修および公的意識啓発を積極的に行なうべきである。これには、家庭教育、就学前教育および初等教育、裁判官、法執行官、学校教員および公務に従事するその他の専門職を対象とする研修、民間部門の雇用者および被雇用者を対象とする研修、ならびに、一般的な公的意識啓発キャンペーンが含まれる。

(6) アファーマティブ・アクションおよび積極的措置

職業と世系に基づく差別に対応するうえで効果的かつ有用であると認められるときは、アファーマティブ・アクションおよび積極的措置が採用および実施されるべきである。被差別コミュニティに属する人々を対象とする、特別な能力開発プログラムが検討されるべきである。

(7) 立法上および行政上の措置の効果的実施

職業と世系に基づく差別を撤廃するための関連の立法上および行政上の措置を実施するため、当該措置の実施を検討および監視するための効果的な機構および適当な制度が設置されるべきである。このような機構および制度には、国または地方レベルの委員会、窓口、連絡担当者または連絡部局およびオンブズパーソンが含まれる。

(8) 司法へのアクセス

職業と世系に基づく差別の被害者が司法制度にアクセスしやすくするため、このような人々をとくに対象とする法律扶助およびそれにとまなうサービスのような特別措置が検討されるべきである。

(9) 国内人権機関その他の専門機関の役割

被差別コミュニティの問題に独立の立場から適当な関心が向けられるよう、既存の国内人権機関および創設された専門機関に対し、適当な権限および権能が与えられるべきである。

(10) 国際協力

国際社会は、技術的援助サービスおよび助言サービスを通じて適当な支援を提供するべきである。また、職業と世系に基づく差別の撤廃を確保する開発協力についての指針を確立および適用するべきである。この文脈においては、国際人権機関および国際人権手続の役割も考慮されるべきである。

第5章 勧告

6.2. 特別報告者らは、小委員会が実施する研究のひとつに職業と世系に基づく差別問題を含めると決定し、かつ、この問題に関する最終報告書を作成して2007年の理事会に提出するよう特別報告者らに要請することを、小委員会が人権理事会に対して要請するよう勧告する。

6.3. 特別報告者らは、小委員会に対し、次の提言を承認するようにも勧告する。

- (a) 職業と世系に基づく差別問題に関する討議に被差別コミュニティの代表が積極的に参加することを奨励すべく、2007年春までに2回の地域ワークショップ（アジアとアフリカで各1回）を開催すること。
- (b) 職業と世系に基づく差別に関する原則および指針の最終草案を作成するにあたり、各国政府、国連機関、非政府組織および被差別コミュニティの見解を反映するため、2007年春のいずれかの時点において、ジュネーブで1回の協議会合を開催すること。

（仮訳：平野裕二）